

アースグループ グローバル行動指針（補足資料）

本補足資料は、アースグループ グローバル行動指針「3-4 賄賂の禁止」の内容を具体的に示して、習慣・文化・法律・規制が異なる国や地域での取引においても「社会から正しいと見られる行動」が行える環境を整え、それを実行することにより、ステークホルダーからの信頼を構築することを目的としています。

当社グループのグローバル行動指針の「3-4 賄賂の禁止」は、次のとおりです。

賄賂を贈る（贈賄）とは、直接又は間接を問わず、価値のある物を提供して又は提供する申出をして、相手を自らの意のとおりにする行為です。この行為は、多くの国の法律が禁止しているだけでなく、国境を越えて規制（例えば、米国海外腐敗行為防止法、日本不正競争防止法等）し、推奨している国は一か国もありません。

「価値のある物」には、高額な贈答品や旅行、家族や親類の就職あっせん、個人に支払われるリベートや特別な取引が含まれます。私たちは、この「価値のある物」の提供を申し入れることをしません。また、提供の申し出が取引先からあった場合や、役人から提供を求められた場合は、直ぐに上司や法務・コンプライアンス部門に相談し、決して一人で対処しないでください。

a. 本行動指針の用語

- ・『直接又は間接を問わず』とは、アースグループ各社の従業員がビジネスパートナーに対し贈賄を実施することや申し出ることに加え、別のビジネスパートナー（コンサルティング、取引先やグループ各社の関係者）を介して実施することや申し出ることなどを意味します。
- ・『相手』には、「公務員等」と「公務員等以外」の場合があります。

「公務員等」とは、(i) 政府又は地方公共団体の公務に従事する者（公務員）、(ii) 政府系企業や政府系法人の役員や職員（国営企業、半官半民の公共事業者、国立や県立の公立学校）、(iii) 公的な国際機関の役員や職員（国連、世界保健機関[WHO]、独立行政法人国際協力機構など）、(iv) 国や地方の議員、政治家、政党の役員や職員、(v) 公職の候補者及び、これらの者の業務を代行する者が含まれます。また、一部の国又は地域では、民間の国際組織（国際赤十字や国際オリンピック委員会）などを意味します。

「公務員等以外」でも、(i) アースグループ各社のための事実上の便宜を獲得することを目的として、又は(ii) 第三者に不正な職務行為を行わせることを意図し

て、金銭を提供する場合のビジネスパートナーは、本指針の「相手方」に含まれます。

- ・『自らの意のとおり』とは、アースグループ各社の事業又は事業上の便益や維持を目的とすることです。この具体例は、(i)手続きの簡略化又は促進、(ii)税金の免除又は軽減、(iii)許認可の取得、(iv)機密情報の取得、(v)不正や不祥事の口止め、(vi)法令違反の見逃しや(vii)処罰の回避又は軽減などを意味します。
- ・『価値のある物』とは、行動指針に「高額な贈答品や旅行、家族や親類の就職あっせん、個人に支払われるリベートや特別な取引」とあります。
具体的な内容は、次のとおりです。
 - (i)「贈答品や旅行」には、金券、ギフト券、供応(接待)、招待。
 - (ii)「家族や親類の就職あっせん」には、医療や教育の機会。
 - (iii)「個人に支払われるリベート」には、金銭、謝礼、未公開株、融資、保証。
 - (iv)「特別な取引」には、寄付、政治献金、スポンサー費、異性間の情交。

また、「ビジネスパートナーに提供する価値ある物」には、不正な取引を目的とした又は記帳しない等隠して提供するリベート、販促費や値引きも含まれます。

ただ、『高額な』は、統一的に定められるものではなく、当該地域や国の法律、文化、習慣、物価や所得水準などの影響を考慮して、アースグループ各社の法務・コンプライアンス部門にて、その金額的水準（禁止すべき水準・許可を受けて実行する水準など）を定めて当該会社で運用・記録します。

なお、アースグループ各社の者が、ビジネスパートナーに対して価値ある物の提供を要求し、又は受領を約すること（収賄の実施）も、この行動指針の「賄賂の禁止」の対象に含まれています。

b. ファシリテーション・ペイメントについて

地域及び国によっては、公務員等の相手方から通関、検問、入国、ビザの発給、上下水道や電話の整備などで、関連法令に根拠がない少額の支払い（ファシリテーション・ペイメント）を要求される場合があります。

しかし、このファシリテーション・ペイメントも相手方に対する贈賄として禁止されており、直接的又は間接的に、アースグループ各社の者又はビジネスパートナーが行ったとしても、アースグループが法的責任を問われる場合があります。

c. 腐敗行為

- ・「贈賄」に似た言葉に「腐敗」があります。腐敗防止には「腐敗の防止に関する国際連合条約」（2003年10月国連総会にて採択）があり、2017年7月時点で182の国と地域がこの条約を締結しています。
- ・この条約での腐敗行為は、「贈収賄」に加えて「横領」「価値を有するものの不正使用」「犯罪収益の洗浄」「司法妨害」等が列挙されています。これらをわかり易く言うと、(a)会社の財産を自分の物にすること、(b)インサイダー取引をすること、(c)取引先を利用して会社または個人の利益を得ること、(d)マネーロンダリング、(e)虚偽の証言や証拠の偽造です。
- ・この条約では、腐敗を防止するために(i)簿外勘定の設定、(ii)帳簿外取引、(iii)架空支出の帳簿記載、(iv)不正確に識別した負債の記入、(v)虚偽の書類の提出、(vi)帳簿類の不適切な廃棄を、禁止しています。
- ・アースグループ各社の従業員は、「3-4 賄賂の禁止」に「腐敗」の文字はありませんが、この条約を基にする各国の法令を遵守し「腐敗行為」は行わないでください。

d. その他

- ・「緊急避難」：生命、身体又は自由に危害が及ぶこと（暴行、脅迫、監禁、不当な逮捕）を避けるために何らかの金銭等の支払いが必要な場合は、個人の安全を最優先するように役員や従業員等に要請ください。
- ・「会計不正の禁止」：ビジネスパートナーの皆様にも、簿外取引や架空取引その他虚偽の取引又は誤解を与えるような取引を行わず、取引内容を正確かつ公正に反映した会計記録（帳票や帳簿等）を作成し、保管頂きますようお願いいたします。
万が一、贈収賄や会計不正又はその疑いを招く行為に関係した場合は、当社又は関係当局による調査に、全面的にご協力ください。

以 上

附則：2023年3月制定